

企業立地等促進制度(企業立地等促進条例)

1. 新たな立地に対する支援

[支援内容]

- ・税制(税の免除)
 - 固定資産税、都市計画税および事業所税を5年間、課税免除
 - 奨励金
投下資本額の10%以内(上限5億円)
成長分野(環境・エネルギー分野、高度先端ものづくり分野)に対して交付

[適用要件]

- ・対象地域
 - (1) 指定産業地域(横須賀リサーチパーク)
 - (2) 工業系地域(工業地域、工業専用地域、地区計画で「工業系用途」に定めている地域)
- ・対象業種
 - 日本標準産業分類に定める『製造業』『電気・ガス・熱供給・水道業のうち「電気業」「情報通信業」「学術研究、専門・技術サービス業のうち「学術・開発研究機関」』
夏島町、浦郷町、本市の地区計画で定める「横須賀インター周辺地区」の対象地域については、上記に加え『運輸業、郵便業のうち「道路貨物運送業」「倉庫業』
- ・投下資本額
大企業3億円以上(中小企業等は5千万円以上)

2. 設備投資等に対する支援

[支援内容]

- ・税制(税の軽減)
 - 固定資産税、都市計画税を3年間、3/4軽減
 - 奨励金
投下資本額の10%以内(上限3億円)
新規性の高い設備投資のうち成長分野(環境・エネルギー分野、高度先端ものづくり分野)に対して交付

[適用要件]

- ・対象地域
 - (1) 指定産業地域(横須賀リサーチパーク)
 - (2) 工業系地域(工業地域、工業専用地域、地区計画で「工業系用途」に定めている地域、準工業地域のうち設備投資により住環境が悪化することがないと認められる地域など)
- ・対象業種
 - 日本標準産業分類に定める『製造業』『電気・ガス・熱供給・水道業のうち「電気業」「情報通信業」「学術研究、専門・技術サービス業のうち「学術・開発研究機関」』
夏島町、浦郷町、本市の地区計画で定める「横須賀インター周辺地区」の対象地域については、上記に加え『運輸業、郵便業のうち「道路貨物運送業」「倉庫業』
- ・投下資本額
1年間の投資が大企業1億円以上(中小企業等は1千万円以上)
- ・対象案件
 - (1) 設備投資
事業拡張 効率化を目的とした、償却資産(機械・装置)の設置と、これにともなう家屋の新築・増築、およびその家屋に付随する償却資産のうち構築物、建物付属設備
※大企業は、「新製品の製造」、「研究開発」および「事業の拡大」を目的とした設備投資に限定
 - (2) 環境施設整備
工場立地法に規定する環境施設の新增設(地域住民の一般利用に供するものに限る)

3. 大規模な設備投資に対する奨励金

[支援内容]

- ・投下資本額から50億円を控除した額の5%(上限5億円)

[適用要件]

- ・2. 設備投資等に対する支援の税制優遇の適用を受けていること
- ・投下資本額
50億円以上(事業計画が5年以内であること)

YRP進出事業者補助金

[支援内容]

YRP地区に新たに事業所を設置(土地の購入または賃貸借)する事業者や「YRPビジョン2025」参画事業者に最大100万円(※)の補助金を交付します。

[適用要件]

- ①YRP地区に新たに事業所を設置する事業者で、次に該当するもの
 - ・中小企業者等(中小企業基本法で規定する者等)
 - ・新たに設置する事業所に常時従業員等を配置し、事業を営むもの
 - ・賃貸借の場合は契約期間が2年以上、かつ転貸しないこと
 - ・店舗を設置する場合は、建物を取得すること
 - ・「企業立地等促進条例」の奨励措置の適用を受けていないこと
- ②「YRPビジョン2025」で定める行動計画の事業に参画する事業者
(※)①②それぞれで最大100万円ずつ

工場立地法による緑地面積率等の緩和(横須賀市工場立地法市準則条例)

横須賀市は、下記の地域について工場立地法により一定規模以上の事業所に義務付けられている緑化面積率等の基準を緩和しました。

[対象地域] 工業専用地域、工業地域

[支援内容] 緑地面積率 5%以上 環境施設面積率 10%以上

問合せ

横須賀市経済部企業誘致・工業振興課 (046)822-8290